

平成30年2月2日

平成29年度輸出入者セミナー

品目分類

【初級者向け】

東京税関

業務部首席関税鑑査官部門



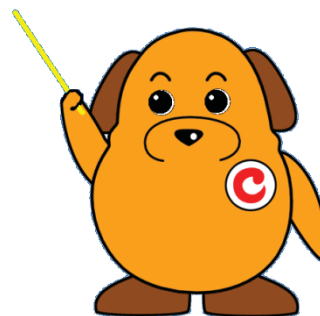
～本日の内容～

1. 品目分類とは
(分類解釈の基本の関税率表通則1～6)
2. 品目分類事例
3. 国際分類例規(29年9月1日～)
4. 事前教示制度について(文書・口頭)



1. 品目分類とは

関税の課税等のために、
関税率表適用上の所属区分を
決めること



正しい品目分類のために

商品把握



分類

- ↑
- 製法
 - 成分
 - 機能
 - 用途
 - 包装
など

- 関税率表・体系の理解
- 関税率表の解釈に関する
通則の理解
- 部注、類注の理解

正しい商品把握が正しい
分類への第一歩

商品の把握（品名だけでは分類できない）

成分割合: どういう成分からなるのか？

- ・スタート(原料)は何か、成分割合は？
- ・製品中の成分割合は？全体に特性を与えている成分はどれか

製 法: 原料から製品になるまでの工程

- ・原料の項を変える調理はあるか。
- ・加熱(温度、時間)、調味、変形(カット、挽く、etc)

性 状

- ・色、形状、大きさ、重量

用 途

- ・どのように使うのか、業務用、小売用

包 装

- ・どのような包装か

原料、製法や性状など、わずかな違いで税番が異なる。

小売用に
したもの

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	
23.09		飼料用に供する種類の調製品					
2309.10		犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)					
	010	1 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	1キログラムにつき、70円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに7円を加えた額		1キログラムにつき、59.50円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに6円を加えた額		無税
		2 その他のもの					
	091	(1)気密容器入りのもの(容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	無税		(無税)		

気密容器入り

1個の
重量

分類で使うもの (品目分類関係資料)

統計品目表/関税率表

- ①部注、類注、備考
- ②項、号の規定
- ③国内細分

関税率表解説(通達)

項、号の分類解釈のための解説
公式見解となるもの

関税分類例規集(通達)

- 国際 WCOの公式見解
個別の商品に対する分類意見
- 国内 我が国独自
分類上の基準を定めたもの

類似の商品に
拡大解釈して適用しない

品目分類事例

事前教示回答事例

税関HPで公開しています
インターネットで左の語句で
検索してください。

分類解釈のための**各種の位置付け**

分類解釈にあっては、通則の他、項、号の規定や解説、例規といったものが各種用いられるが、それぞれの位置付けは次の表の通りとなる。



	英文根拠	和文根拠	位置付け
2桁分類 (Chapter・類)	H S 条約	関税定率法、 関税暫定措置法	分類をわかりやすくするための見出し
4桁分類 (Heading・項)	H S 条約	関税定率法、 関税暫定措置法	HS分類の基本であり、分類に当たって最優先する規定
6桁分類 (Sub-heading・号)	H S 条約	関税定率法、 関税暫定措置法	項を細かく分けたもの
部注、類注、号注 (Notes)	H S 条約	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	項、号の範囲を明確にするための規定。 分類に当たって、項の規定とともに最優先する規定
通則 (Rules)	H S 条約	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	分類解釈のための基本的な考え方を示したもの
備考	なし(注1)	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	項、号、注の和文(翻訳)での意味を補足するもの(注3)

税細分	WTO条約	関税定率法、 関税暫定措置法	号の中で税率の異なるものを分けるもの
統計細分	なし(注1)	告示	我が国の貿易統計上の必要に応じて号の中で分けるもの
関税率表解説 (Explanatory Notes)	HS委員会決議 (WCO総会承認)	関税局長通達	項、号の分類解釈のための解説であり、 HS分類解釈に関する公式見解となるもの
国際分類例規 (Classification Opinions)	HS委員会決議	関税局長通達	個別物品の分類についてのHS委員会 での公式見解
国内分類例規	なし	関税局長通達	各種の分類解釈についての我が国での 取扱い

(注)1. 実行関税率表に記載されている備考及び統計細分の英文は特段の根拠はなく、単なる便宜上の記載である。

2. 注、通則、備考は関税暫定措置法に直接規定はないが、関税定率法の規定を援用している。

3. 関税率表を適用する際に必要な事項のうち、関税率表全体に関するものを我が国独自のものとして規定したもの。

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	農産品 食品など
第2部	植物性生産品	
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	
第5部	鉱物性生産品	鉱物原料 工業原料 など
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	革・木材 繊維など
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	
第11部	紡織用繊維及びその製品	
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	
第13部	石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	石製品 金属材料
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
第15部	卑金属及びその製品	
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	機械類
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
第20部	雑品	
第21部	美術品、収集品及びこつとう	雑品

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第2部 植物性生産品	
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

実行関税率表

部

類

項
(4桁)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)
2018年1月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)					
		馬					
0101.21		純粋種の繁殖用のもの					
	100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が関税定率法施行令(以下この類において「政令」という。)で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)		

号
(6桁)

統計細分
(国内細分)

統計品目表/関税率表(タリフ) 類注・号注・備考

16類のタリフに付されている【類注】

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注

- 1 この類には、第2類、第3類又は第 05.04 項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第 19.02 項の詰物をした物品及び第 21.03 項又は第 21.04 項の調製品については、適用しない。

号注

- 1 第 1602.10 号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。
- 2 第 16.04 項又は第 16.05 項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考

- 1 第 1605.69 号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注 2 の規定により第 1605.62 号に属するうに以外のもの又は第 1605.63 号に属するくらげ以外のものをいう。

類注

号注

備考

備考は主に国内細分の決定に必要な規定なので、解説などには記載がない。
タリフにのみ記載がある。

関税率表解説(16類解説抜粋)

第 16 類

肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは
その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品

類注

注

- この類には、第 2 類、第 3 類又は第 05.04 項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を含まない。
- ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の一以上を含有する調製食品で、これら物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第 19.02 項の詰物をした物品及び第 21.03 項又は第 21.04 項の調製品については、適用しない。

*
* *

号注

号注

- 第 1602.10 号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用食品又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りとしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。
- 第 16.04 項又は第 16.05 項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物と同一の種に属する。

総説

総説

この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物から製造された調製食品を含む。この類の物品は、2 類、3 類又は 05.04 項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。

- ソーセージ及びこれに類する物品
- 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）及び蒸気又は水煮により調理した（殻）付きの甲殻類（03.06）及び加熱による調理をした魚並びに加熱によ

16 類

2

る調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット（それぞれ 03.05、03.06、03.07 及び 03.08）を除く。）

(3) エキス、ジュース若しくはマリネードの形に調製し又は保存に適する処理をしたもの、キャビア又はキャビア代用物として魚卵から調製したもの、単にこも（batter）又はパン粉でおおったもの、しょうろを添えたもの、調味したもの（例えば、こしょうと塩によるもの）等

(4) 微細に均質化したもので、この類の物品（すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物）のみをもとするもの。

これらの均質調製品は、調味、保存その他の目的のために加えた少量の構成成分と同様に、少量の肉、魚等の目に見える程度の細片を含有していてもよい。ただし、均質化はそれ自体 16 類の調製品としての資格を与えるものではない。

なお、2 類及び 3 類の物品と、この類に掲げる物品との区分基準については、2 類及び 3 類の総説を参照すること。

この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物（以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。）と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20% を超えるものを含む。この場合において、調製食品が、肉等を二以上含有する（例えば、肉と魚の両方を含有する。）ときには、調製食品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際における肉等の重量とし、調製前の重量とはしない（ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、ブロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。）。

この類には、次の物品を含まない。

- 肉又はくず肉の粉及びミール（海棲哺乳（かいせいほ）乳動物のものを含む。）で、食用に適するもの（02.10）、魚の粉及びミールで、食用に適するもの（03.05）
- 肉（海棲哺乳（かいせいほ）乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（23.01）
- 肉、くず肉、魚等をもとした飼料用調製品（23.09）
- 30 類の医薬品

関税率表解説(16類解説抜粋)

16.02 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

1602.10—均質調製品

1602.20—動物の肝臓のもの

—第01.05項の家きんのもの

1602.31—七面鳥のもの

1602.32—鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの

1602.39—その他のもの

—豚のもの

1602.41—もも肉及びこれを分割したもの

1602.42—肩肉及び分割したもの

1602.49—その他のもの(混合物を含む。)

1602.50—牛のもの

1602.90—その他のもの(動物の血の調製品を含む。)

この項には、ソーセージその他これに類する物品(16.01)、肉エキス及びミートジュース(16.03)を除き、この類に分類されるすべての調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉又は血を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 煮(湯がきその他これに類する処理を除く。2類の総説参照)、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり又はその他の方法により加熱調理した肉及びくず肉
- (2) パテ(pates)、ミートペースト、ガランティン(galantine)及びリーエット(rillettes(つぼ詰めひき肉))。ただし、ソーセージその他これに類する物品として、16.01項に分類するための要件に合致しないものに限る。
- (3) 第2類又は05.04項に記載する方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をした肉及びくず肉(単に、ころも(batter)又はパン粉でおおった肉及びくず肉、しょうろを添えた肉及びくず肉、調味した(例えば、こしょうと塩を使用して)肉及びくず肉並びに微細に均質化した肉及びくず肉(16類総説(4)参照)を含む。)
- (4) 血の調製品(16.01項のブラックプディング(black puddings)及びこれに類する物品を除く。)
- (5) 調製食料品(いわゆる“prepared meals”を含む。)で、肉、くず肉又は血の重量が全重量の20%を超えるもの(16類総説参照)

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 肉又はくず肉を詰めたパスタ(ラビオリ(ravioli)等)(19.02)
- (b) ソース、ソース用の調製品、混合調味料(21.03)
- (c) スープ、ブロス及びブソープ、ブロス用の調製品並びに均質混合調製食料品(21.04)

項の規定

分類の解釈の基本

(1)「関税率表の解釈に関する通則」について

品目表（関税率表）上における**物品の所属の解釈**は、HS条約附属書品目表の冒頭にある、「**関税率表の解釈に関する通則**」に従って決定する。

通則は1から6までである。

通則の構成

項の決定 (4桁)



号の決定 (6桁)

適用
順序

- ・通則1 項及び各注の規定
- ・通則2 項の範囲を拡大
- ・通則3 二以上の項に属するとみられる場合
- ・通則4 属する項がない場合
- ・通則5 収納容器、包装容器

- ・通則6
号注のほか、部注、類注、通則1から4までを準用

※号の所属の決定に当たっては、号注は、部注又は類注よりも優先する。

(2) 通則1～6の概要

イ. 通則1

分類は項と注の規定で決定され、部、類及び節の表題は、単なる見出しである

見当をつける際に利用できるが、**分類の決定は項の規定と注の規定で決定するものなので、十分注意が必要である。**

<通則1の考え方の例1:大豆>

ある人が「大豆」の分類について考えた。

「大豆は煮豆を作ったりするから野菜(豆)だな、だとすると7類だな、生鮮の豆なら07.08項、乾燥なら07.13項だな」

➡ この分類は正しいか? 「大豆」は07.08項又は07.13項に分類されるか?



<通則1の考え方の例1:大豆>

この分類は正しいか？「大豆」は07.08項又は07.13項に分類されるか？

第7類 食用の野菜、根及び塊茎



統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 HS. code		
07.08		豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、さやを除いてあるかないかを問わない。)
0708.10	000	えんどう(ピスム・サティヴム)
0708.20	000	ささげ属又はまいんげんまめ属の豆
0708.90	000	その他の豆

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 HS. code		
07.13		乾燥した豆(さやを除いたものに限り、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)
0713.10		えんどう(ピスム・サティヴム)
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの
		2 その他のもの



残念ながら、**間違い**。「大豆」は07. 08項又は07. 13項に分類されない。
なぜならば、「**大豆**」はちゃんと**12. 01項**に掲名されている

➡ 通則1の「**項の規定に従って分類する**」に従って、「大豆」は12. 01項に分類されるものである。

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにこわら及び飼料用植物

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
12.01		大豆(割つてあるか否かを問わない。)
1201.10	000	播種用のもの
1201.90		その他のもの
	010	- 黄白色系のもの
	090	- その他のもの

類の表題は、分類の見当を付ける目安である。

